

## 地震・津波等における生徒の対応

地震・津波等の状況	在校時（生徒）	登下校途中（生徒）	在宅時（生徒）
東海地震に関する調査情報	学校の指示に従う。 （平常の活動）	登校して学校の指示に従う。 （平常の活動）	情報の収集に努め状況の変化に対応できるように行動する。（平常の活動）
東海地震の注意情報		直ちに帰宅する。	避難の準備をする。 （登校しない）
東海地震の予知情報（警戒宣言発令）	一旦HRに集合し、帰宅の支度をする。指示に従いグラウンドに集合し点呼を受ける。以後は下欄（A）による。	予知情報が発表された場所に応じて登校するか、帰宅するかは各自で判断する。登校した場合はグラウンドに集合し、以後は下欄（A）による。	（安全確保に努め、テレビ、ラジオ等で情報を得る。また、地域の一次避難地、広域避難地等を確認する。）
緊急地震速報で清水区において震度4以上が予想される場合	校内の一斉緊急放送の指示に従い、火器の使用を中止し安全を確保する。	—	—
清水区において震度5強以上の地震が発生	1 安全を確保する。 2 ゆれが収まったらグラウンドに集合し点呼、以後は下欄（A）による。	1 安全を確保する。 2 正確な情報を携帯電話・テレビ・ラジオ等で求める。 3 最寄りの避難所へ避難する。 4 帰宅を原則とするが、場所により登校することもある。 5 登校した場合は、在校時の対応に準ずる。	1 安全を確保する。 2 登校はしない。自宅や避難所等で待機する。
清水区以外の生徒居住地で震度5強以上の地震が発生	1 学校からの発災地域の情報を確認する。 2 震度5強以上の地震が発生した地域に居住する生徒は学校に残留し、以後は下欄（A）による。 3 他の生徒は、安全を確認し、同じ方面の生徒と一緒に帰宅する。交通機関の関係で帰宅できない場合は、下欄（A）による。	上欄の「清水区で震度5強以上の地震が発生」したときと同じ（可能なときは、状況を保護者と学校に連絡する。）	上欄の「清水区で震度5強以上の地震が発生」したときと同じ
清水区又は、生徒の居住区において、津波・大津波警報が発令	1 津波危険予想地域に居住する生徒は、警報が解除されるまで学校に残留する。 2 他の生徒は、下欄（A）による。	1 安全を確保する。（津波危険予想地域の場合は津波避難ビルや高台へ避難する。） 2 正確な情報を携帯電話・テレビ・ラジオ等で得る。 3 登校するか帰宅するかは、場所や交通手段の状況等により各自で判断する。	自宅等で待機（津波危険予想地域の場合は津波避難ビルや高台へ避難する。）
(A) 地震その他の天災等で生徒が学校に残留する場合の生徒の帰宅	【残留した生徒の帰宅は下記による。】 1 保護者と連絡を取り、次のことについて相談して決める。（連絡が取れるまでは学校に残留する。） ① 下校するか学校に残留するか。 ② 下校する場合、自力で下校するか、保護者の引き取りを待つか。（自力下校の場合、できる限り同じ方面の生徒と一緒に下校する。） 2 保護者と連絡が取れなくても、保護者が迎えに来た場合は、安全を確認して保護者と帰宅する。		
情報発信	【メールやホームページが利用できる場合】 1 一斉メール配信やホームページで学校の対応や生徒の状況をお知らせします。 2 帰宅した生徒の安否確認を一斉メールへの返信を利用して行います。		

(補足)

- 1 上記の場合分けて判断できないような複雑な状況の場合、自分の身の安全を第一に考えて行動する。
- 2 校外活動中の場合は、引率教員の指示に従い、在校時に準じた対応をする。（活動場所を保護者に伝えておく。）
- 3 居住地や通学路における避難所、避難地、避難ビル等の確認をしておく。
- 4 災害用伝言ダイヤル等の使い方を家族で一度は確認しておく。
- 5 携帯電話を利用しているご家庭は、緊急時の一斉メール連絡のため、家族で一人は清高学年